

# こがたい！ こ聞き！

- 小中学校の給食費は
- 宇野ダムの管理は
- 住宅新築資金の返済は

## 小中学校の 給食費は

問 最近小中学校の給食費の滞納が多くなっていると報道されていますが、本町の納付状況は。

答 教育長

本町は小学校が4校あります。滞納者はいません。中学校は2名(2世帯)支払いが遅れていますが、これはまだ期間中ですから滞納という判断はできません。校長が時期を見て家庭に督促をします。

## 宇野ダムの管理は

答 教育長

教育委員会は学校の運営が都合良くできるように援助、注意、指導を加えながら行なっています。

問 このダムは松本村長時代に砂防堰堤として県が作り、その後、灌漑用水等の問題でダム化した方が良いのではないかということで補強され、今日まで重要視されている。この2・3年天候に恵まれ使用されていないようだが、管理されているのか。

答 産業振興課長

水利関係者と維持管理を行なっています。ダムの運営委員は向井堰管理人4名、宇野西区の自治会長1名、桑野ため池の副管理長1名、宇野ダム

副管理者1名で協議・管理を調整しています。当然、宇野ダムは宇野ダムの管理者で点検・管理等を行なっています。

答 産業振興課長

現時点では確認していません。

問 水路の役割は、防火用の役割を果たしているが、9月下旬、流れる水が少なかった。なぜ切ったのか。

答 産業振興課長

灌漑期については、友枝川と宇野ダムで対応しています。



返済は時効になつていなか。

答 産業振興課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続くということです。

問 返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続くということです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続くということです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続くということです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続くということです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

答 住民課長

私は補助金の適正化法に触れると思い、貸付時の契約書、法的に基づいた書類を見ると、金利、返済期間もきちんと定められているので、時効になるのではないか。

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

答 住民課長

時効は10年ですが、債務者の援用がない限り続けることです。

返済は時効になつていなか。

答 住民課長